

事務連絡
令和元年 12 月 9 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(11 月診療分)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡
令和元年 12 月 9 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(11 月診療分)

令和元年台風第 19 号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願ひします。

記

1 令和元年 11 月診療分に係る診療報酬等の請求について

令和元年 11 月診療分に係る診療報酬等の請求については、令和元年 11 月 6 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(以下「医療課事務連絡」という。)により、10 月診療分について、10 月一ヶ月分を通して概算による請求を行った医科に係る保険医療機関に限り、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、11 月診療分についても一ヶ月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記 3 により、通常の方法により診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和元年 12 月 12 日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関(国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金)に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として令和元年 6 月診療分から令和元年 8 月診療分までの診療報酬等支払実績及び令和元年度診療報酬改定(薬価の実勢値改定等を含む。)による影響を踏まえ(当該保険医療機関について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関と調整をする。)、下記①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各保険医療機関においては、別紙の様式により、当該保険医療機関の令和元年 11 月の入院、外来別の診療実日数を合わせて届け出るものとする。

① 入院分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
入院分診療報酬等支払額}}{92 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の入院診療
実日数}$$

② 外来分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
外来分診療報酬等支払額}}{77 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の外来診療
実日数}$$

③ 災害救助法適用日翌日以降の一部負担金等の猶予分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
入院分診療報酬等支払額}}{92 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の入院診療
実日数}$$

×0.001

$$+ \frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
外来分診療報酬等支払額}}{77 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の外来診療
実日数}$$

×0.001

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) この方法による請求を選択した保険医療機関については、この方法による概算額をもって令和元年11月診療分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年11月診療分(12月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和元年12月10日とすること。

4 必要に応じ、医療課事務連絡を参照すること。

(別紙)

令和元年台風第19号による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書
(令和元年11月診療分)

保険医療機関コード	
下記のア及びイに該当するため、11月診療分について令和元年台風第19号による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。	
令和 年 月 日	
保険医療機関の 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者氏名 :	印
審査支払機関 殿	
ア 災害救助法適用地域に所在する保険医療機関(医科)であって、災害救助法適用日の翌日以降に診療を行い、令和元年10月の一ヶ月分を通して概算による請求を行った医療機関であること	
イ 保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であること	
令和元年11月の診療実日数を記入すること。	
[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数)	(入院診療実日数)
_____日間	_____日間